

## 情報管理監査実施要領の制定について（通達）

制定 平成22.12.15 例規情第45号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察情報セキュリティに関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第33号。以下「セキュリティ訓令」という。）第7条に規定する情報セキュリティに関する監査及び京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第21号。以下「システム訓令」という。）第20条に規定する情報管理システムの運用に関する監査（以下「情報管理監査」という。）の実施に関し、みだしの要領を下記のように定め、平成23年1月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、情報管理業務監査実施要領の制定について（平成13.10.22：例規情・免許第61号）の例規通達は、平成22年12月31日限り廃止する。

### 記

#### 情報管理監査実施要領

#### 1 監査体制

##### (1) 情報管理監査総括責任者

ア 情報管理監査を行うため、警察本部に情報管理監査総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

イ 総括責任者には、総務部長をもって充てる。

##### (2) 情報管理監査実施責任者

ア 警察本部に情報管理監査実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。

イ 実施責任者には、情報管理課長をもって充てる。

ウ 実施責任者は、総括責任者の命を受け、情報管理監査を行う。

##### (3) 情報管理監査実施担当者

ア 総括責任者は、情報管理監査を行うため必要があると認めるときは、情報管理監査実施担当者（以下「実施担当者」という。）を置くことができる。

イ 実施担当者は、実施責任者又はシステム訓令第8条第1項に規定する対象業務管理責任者（以下単に「対象業務管理責任者」という。）が所属職員の中から選び、総括責任者が指名する。

ウ 実施担当者は、実施責任者を補助する。

#### 2 監査の種類

情報管理監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

(1) 通常監査は、後記5の情報管理監査の実施計画に基づいて行うものとする。

(2) 特別監査は、セキュリティ訓令第2条第4号に規定する情報セキュリティ若しくはシステム訓令第2条第1号に規定する情報管理システムに係る重大な事故が発生し、又はそのおそれがあると認めたとときその他特別な事由があるときに、必要な監査事項について行うものとする。

#### 3 監査の方法

情報管理監査の方法は、書面調査、面接調査又は実地調査とする。

#### 4 監査事項

情報管理監査の監査事項は、別に定める。

#### 5 実施計画の策定

総括責任者は、重点的に行う監査事項、実施時期その他監査の実施に必要な事項を盛り込んだ通常監査に係る情報管理監査の実施計画を毎年度策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得るものとする。

#### 6 監査実施の通知等

(1) 総括責任者は、通常監査を行うときは、実施日、対象とする所属、実施要領その他必要な事項について、実施責任者及び対象業務管理責任者と調整の上、情報管理監査の対象所属の長（以下「監査対象所属長」という。）にあらかじめ通知するものとする。

(2) 総括責任者は、特別監査を行うときは、実施日、実施要領その他必要な事項について、実施責任者、対象業務管理責任者及び監査対象所属長に通知するものとする。

#### 7 監査結果の通知等

(1) 実施責任者は、情報管理監査の結果を検討し、改善を求める事項その他必要と認める事項があるときは、当該事項を監査対象所属長に対し通知するものとする。

(2) 前記7の(1)に規定する通知を受けた監査対象所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を講じ、その結果を総括責任者に報告しなければならない。

#### 8 本部長への報告

(1) 総括責任者は、年度における通常監査を終了したときは、その実施状況を取りまとめの上、本部長に報告しなければならない。ただし、重要又は特異な事項を認めたときは、その都度、速やかに、その概要を報告しなければならない。

(2) 総括責任者は、特別監査を実施したときは、その都度、速やかに、その実施状況を本部長に報告しなければならない。